## 岡山市準用河川管理施設等構造条例

## 目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 堤防(第3条-第12条)
- 第3章 床止め(第13条-第16条)
- 第4章 堰 (第17条-第23条)
- 第5章 水門及び値門(第24条-第31条)
- 第6章 揚水機場及び排水機場 (第32条-第35条)
- 第7章 橋(第36条-第42条)
- 第8章 **國渠** (第43条-第47条)
- 第9章 伏せ越し (第48条-第52条)
- 第10章 河底横過トンネル (第53条-第57条)
- 第11章 河底埋設管(第58条-第60条)
- 第12章 雑則(第61条-第63条)

## 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、河川法(昭和39年法律第167号。以下「法」という。) 第10 0条第1項において準用する法第13条第2項の規定に基づき、市長が指定した準用河 川(以下「河川」という。)の河川管理施設又は法第26条第1項の許可を受けて河川に設置される工作物(以下「許可工作物」という。)のうち、堤防その他の主要なものの構造について河川管理上必要とされる一般的技術的基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び河川管理施設等構造令(昭和51年政令 第199号)において使用する用語の例による。

第2章 堤防

(適用の範囲)

第3条 この章の規定は、流水が河川外に流出することを防止するために設ける堤防について適用する。

(構造の原則)

第4条 堤防は,護岸その他これに類する施設と一体として,計画高水位以下の水位の流水の通常の作用に対して安全な構造とするものとする。

(材質及び構造)

第5条 堤防は、盛土により築造するものとする。ただし、土地利用の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められる場合においては、その全部若しくは主要な部分がコンクリート、鋼矢板若しくはこれらに準ずるものによる構造のものとし、又はコンクリート構造若しくはこれに準ずる構造の胸壁を有するものとすることができる。 (高さ)

第6条 堤防の高さは、計画高水位に0.6メートルを加えた値以上とするものとする。

第6条 堤防の高さは、計画高水位に0.6メートルを加えた値以上とするものとする。 ただし、計画高水位が堤防に隣接する堤内の土地の地盤高(以下「堤内地盤高」とい う。)より高く、かつ、その差が0.6メートル未満である区間において、計画高水流 量が1秒間につき50立方メートル未満であり、かつ、堤防の天端幅が2.5メートル 以上である場合は、河川管理上の支障があると認められる場合を除き、計画高水位に 0.3メートルを加えた値以上とすることができる。

- 2 堤内地盤高が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと 認められる区間にあっては、前項の規定によらないことができる。
- 3 胸壁を有する堤防の胸壁を除いた部分の高さは、計画高水位以上とするものとする。

ただし、河川の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められるときは、この 限りでない。

(天端幅)

- 第7条 堤防の天端幅は、3メートル以上とするものとする。ただし、計画高水位が堤内 地盤高より高く、かつ、その差が0.6メートル未満である区間においては、河川管理 上の支障があると認められる場合を除き、次の各号に掲げる計画高水流量の区分に応じ、 それぞれ当該各号に定める堤防の天端幅とすることができる。
  - (1) 計画高水流量が1秒間につき50立方メートル未満の区間 2メートル以上
  - (2) 計画高水流量が1秒間につき50立方メートル以上100立方メートル未満の区間 2. 5メートル以上
- 2 堤内地盤高が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと 認められる区間における堤防の天端幅については、前項の規定によらないことができる。 (天端幅の規定の適用除外等)
- 第8条 その全部又は主要な部分がコンクリート、鋼矢板又はこれらに準ずるものによる構造の堤防については、前条の規定は、適用しない。
- 2 胸壁を有する堤防に関する前条の規定の適用については、胸壁を除いた部分の上面に おける堤防の幅から胸壁の直立部分の幅を減じたものを堤防の天端幅とみなす。

(盛土による堤防の法勾配等)

- 第9条 盛土による堤防(胸壁の部分及び護岸で保護される部分を除く。次項において同じ。)の法勾配は、堤防の高さと堤内地盤高との差が0.6メートル未満である区間を除き、50パーセント以下とするものとする。
- 2 盛土による堤防の法面は、芝等によって覆うものとする。(護岸)
- 第10条 流水の作用から堤防を保護するため必要がある場合においては、堤防の表法面に護岸を設けるものとする。この場合において、堤内の土地の利用状況、当該河川の上下流の状況、自然環境及び周辺景観への影響の度合い等を総合的に検討した上で、自然環境及び周辺景観に対して十分に配慮した護岸構造を採用するよう努めるものとする。 (坂路・階段)

- 第11条 河川の管理及び利用上において必要があると認められる場合,並びに河川の親水性を確保する必要があると認められる場合においては、坂路又は階段を設けるものとする。
- 2 坂路又は階段は、流水の阻害を生じない構造とするものとする。 (管理用通路)
- 第12条 堤防には、規則で定めるところにより、河川の管理のための通路(以下「管理 用通路」という。)を設けるものとする。

第3章 床止め

(構造の原則)

- 第13条 床止めは、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。
- 2 床止めは、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

(護床工)

第14条 床止めを設ける場合において、これに接続する河床の洗掘を防止するため必要があると認められるときは、適当な護床工を設けるものとする。

(護岸)

第15条 床止めを設ける場合においては、流水の変化に伴う河岸又は堤防の洗掘を防止するため、規則で定めるところにより、護岸を設けるものとする。

(魚道)

- 第16条 床止めを設ける場合において、魚類の遡上等を妨げないようにするため必要が あると認められるときは、次に掲げるところにより、魚道を設けるものとする。
  - (1) 床止めの直上流部及び直下流部における通常予想される水位変動に対して魚類の遡上等に支障のないものとすること。
  - (2) 床止めに接続する河床の状況, 魚道の流量, 魚道において対象とする魚種等を適切に考慮したものとすること。

第4章 堰

(構造の原則)

- 第17条 堰は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。
- 2 堰は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の 構造に著しい支障を及ぼさず、並びに堰に接続する河床の洗掘の防止について適切に配 慮された構造とするものとする。

(流下断面との関係)

第18条 固定襲及び可動襲の可動部(流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する る 環柱に限る。次条において同じ。)以外の部分(堰柱を除く。)は、流下断面(計画 横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る流下断面を含む。以下同 じ。)内に設けてはならない。ただし、山間狭窄部であることその他河川の状況、地形 の状況等により治水上の支障がないと認められるとき、及び河床の状況により流下断面 内に設けることがやむを得ないと認められる場合において、治水上の機能の確保のため 適切と認められる措置を講ずるときは、この限りでない。

(可動堰の可動部の径間長)

第19条 可動堰の可動部の径間長(隣り合う堰柱の中心線間の距離をいう。)は、1 2.5メートル以上(可動部の全長(両端の堰柱の中心線間の距離をいう。)が、1 2.5メートル未満である場合には、その全長の値)とするものとする。ただし、山間 狭窄部であることその他河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認めら れるときは、この限りでない。

(可動堰の可動部のゲートの構造)

- 第20条 可動堰の可動部のゲートは、確実に開閉し、かつ、必要な水密性及び耐久性を 有する構造とするものとする。
- 2 可動堰の可動部のゲートの開閉装置は、ゲートの開閉を確実に行うことができる構造 とするものとする。
- 3 可動堰の可動部のゲートは、予想される荷重に対して安全な構造とするものとする。 (可動堰の可動部のゲートの高さ)
- 第21条 可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、計画 高水位に0.6メートルを加えた値以上で、当該地点における河川の両岸の堤防(計画

横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防)の表法肩を結ぶ線の高さを下回らないものとする。ただし、計画高水位が堤内地盤高より高く、かつ、その差が0.6メートル未満である区間において、計画高水流量が1秒間につき50立方メートル未満であり、かつ、堤防の天端幅が2.5メートル以上である場合は、流木等のせき上げがないと認められる場合に限り、計画高水位に0.3メートルを加えた値以上とすることができる。

2 地盤沈下のおそれがある地域に設ける可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、前項の規定によるほか、予測される地盤沈下及び河川の状況を勘案して必要と認められる高さを下回らないものとする。

(管理施設)

- 第22条 可動堰には、必要に応じ、管理橋その他の適当な管理施設を設けるものとする。 (護床工等)
- 第23条 第14条から第16条までの規定は、堰を設ける場合について準用する。 第5章 水門及び樋門

(構造の原則)

- 第24条 水門及び樋門は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。
- 2 水門及び樋門は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川 管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに水門又は樋門に接続する河床の洗掘の 防止について適切に配慮された構造とするものとする。

(構造)

- 第25条 水門及び樋門(ゲート及び管理施設を除く。)は、鉄筋コンクリート構造又は これに準ずる構造とするものとする。
- 2 樋門は、堆積土砂等の排除に支障のない構造とするものとする。 (断面形)
- 第26条 河川を横断して設ける水門及び樋門の流水を流下させる部分の断面形は、計画 高水流量を勘案して定めるものとする。

2 前項の規定は、水路が準用河川に合流する箇所において当該水路を横断して設ける水 門及び樋門について準用する。この場合において、同項中「計画高水流量」とあるのは 「計画高水流量又は計画排水量」と読み替えるものとする。

(河川を横断して設ける水門の径間長等)

- 第27条 第18条及び第19条の規定は、河川を横断して設ける水門について準用する。この場合において、第18条中「固定堰及び可動堰の可動部(流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する堰柱に限る。次条において同じ。)以外の部分(堰柱を除く。)」とあるのは、「水門のうち流水を流下させるためのゲート及び門柱以外の部分」と、第19条中「可動堰の可動部」とあり、及び「可動部」とあるのは、「水門のうち流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する門柱の部分」と、「堰柱」とあるのは、「門柱」と読み替えるものとする。
- 2 河川を横断して設ける樋門で2門以上のゲートを有するものの内法幅は,5メートル 以上とするものとする。ただし、内法幅が内法高の2倍以上となるときは、この限りで ない。

(ゲート等の構造)

- 第28条 水門及び樋門のゲートは、確実に開閉し、かつ、必要な水密性を有する構造と するものとする。
- 2 水門及び樋門のゲートは、鋼構造又はこれに準ずる構造とするものとする。
- 3 水門及び樋門のゲートの開閉装置は、ゲートの開閉を確実に行うことができる構造と するものとする。

(水門のゲートの高さ等)

- 第29条 水門のカーテンウォールの上端の高さ又はカーテンウォールを有しない水門の が一トの閉鎖時における上端の高さは、水門に接続する堤防(計画横断形が定められて いる場合において計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障が ないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画 堤防)の高さを下回らないものとする。
- 2 第21条の規定は、河川を横断して設ける水門のカーテンウォール及びゲートの高さ について準用する。この場合において、同条中「可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最

大引上げ時における下端の高さ」とあるのは、「水門のカーテンウォールの下端の高さ及び水門の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さ」と読み替えるものとする。

(管理施設等)

- 第30条 第22条の規定は、水門及び樋門について準用する。
- 2 水門は、規則で定めるところにより、管理用通路としての効用を兼ねる構造とするものとする。

(護床工等)

第31条 第14条及び第15条の規定は、水門又は樋門を設ける場合について準用する。 第6章 揚水機場及び排水機場

(構造の原則)

- 第32条 揚水機場及び排水機場は、河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。
- 2 揚水機場及び排水機場のポンプ室(ポンプを据え付ける床及びその下部の室に限 る。)、吸水槽及び吐出水槽その他の調圧部は、鉄筋コンクリート構造又はこれに準 ずる構造とするものとする。

(排水機場の吐出水槽等)

- 第33条 樋門を有する排水機場には、吐出水槽その他の調圧部を設けるものとする。ただし、樋門が横断する河岸又は堤防の構造に支障を及ぼすおそれがないと認められるときは、この限りでない。
- 2 吐出水槽その他の調圧部の上端の高さは、排水機場の樋門が横断する堤防(計画横断 形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、 治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高 いときは、計画堤防)の高さ以上とするものとする。

(流下物排除施設)

第34条 揚水機場及び排水機場には、土砂、竹木その他の流下物を排除するため、沈砂 池、スクリーンその他の適当な流下物排除施設を設けるものとする。ただし、河川管理 上の支障がないと認められるときは、この限りでない。 (樋門)

- 第35条 揚水機場及び排水機場の樋門と樋門以外の部分とは、構造上分離するものとする。ただし、樋門が横断する河岸又は堤防の構造に支障を及ぼすおそれがないと認められるときは、この限りでない。
- 2 第27条第2項の規定は、揚水機場又は排水機場の樋門でポンプによる揚水又は排水 のみの用に供されるものについては、適用しない。

第7章 橋

(構造の原則)

- 第36条 河川区域内に設ける橋は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な 構造とするものとする。
- 2 河川区域内に設ける橋は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸 及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに橋に接続する河床の洗掘の防 止について適切に配慮された構造とするものとする。

(橋台)

- 第37条 橋台は、堤防(計画横断形が定められている場合には、計画堤防。以下この条において同じ。)の表法肩より表側の部分に設けてはならない。ただし、山間狭窄部であることその他河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められるときは、この限りでない。
- 2 堤防に設ける橋台の表側の面は、堤防の法線に平行して設けるものとする。ただし、 堤防の構造に著しい支障を及ぼさないために必要な措置を講ずるときは、この限りでない。

(橋脚)

第38条 河川の流下断面内には、橋脚を設けないものとする。ただし、流木等によるせき上げ等治水上の支障がないと認められるときであって、かつ、河川の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められるときは、この限りでない。

(桁下高等)

第39条 第21条の規定は、橋の桁下高について準用する。この場合において、同条中 「可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さ」とあるのは、 「橋の桁下高」と読み替えるものとする。

2 橋面(路面,地覆その他流水が橋を通じて河川外に流出することを防止するための措置を講じた部分をいう。)の高さは、橋が横断する堤防(計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防)の高さ以上とするものとする。

(護岸等)

- 第40条 第14条及び第15条の規定は、橋台を設ける場合について準用する。
- 2 前項の規定による場合のほか、橋の下の河岸又は堤防を保護するため必要があると認められるときは、河岸又は堤防をコンクリートその他これに類するもので覆うものとする。

(管理用通路の構造の保全)

第41条 橋(取付部を含む。)は、管理用通路(管理用通路を設けることが計画されている場合は、当該計画されている管理用通路)の構造を考慮して適切な構造の取付通路 その他必要な施設を設けた構造とするものとする。ただし、管理用通路に代わるべき適 当な通路がある場合は、この限りでない。

(滴用除外)

第42条 この章(第39条及び前条を除く。)の規定は、堰又は水門と効用を兼ねる橋 及び樋門に附属して設けられる橋については、適用しない。

第8章 兩渠

(適用の範囲)

第43条 この章の規定は、鉄道、道路等が河川を渡河する区間に設置するボックスカル バート(樋門及び樋管を除く。以下この章において「函渠」という。)について適用する。

(函渠の設置箇所)

第44条 函渠は、原則として次に掲げる箇所には設置しないものとする。ただし、治水 上の著しい支障を及ぼさないために必要な措置を講ずるときは、この限りでない。 (1) 河床の変動が大きい河道又は河床が低下傾向にある河道

- (2) 狭窄部, 水衝部又は支派川の分合流部
- (3) 基礎地盤が軟弱な箇所
- (4) 堤防又は基礎地盤に漏水のおそれがある箇所

(構造の原則)

- 第45条 河川区域内に設ける函渠は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。
- (2) 河川区域内に設ける函渠は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河 岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに函渠に接続する河床の洗掘 の防止について適切に配慮された構造とするものとする。
- 3 函渠は、流木等によるせき上げ等治水上の支障を考慮し、原則1径間の構造とするものとする。ただし、河川の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められるときは、この限りでない。

(函渠の断面等)

- 第46条 图渠の底版の上面は、河床(計画横断形が定められている場合には、当該計画 横断形に係る河床を含む。)の表面から原則として深さ1メートル以上の部分に設ける ものとする。ただし、河床の変動が極めて小さいと認められるとぎ、河川の状況により やむを得ないと認められるとき、又は河床の洗掘を防止するために必要な措置を講じる ときは、生物の生息、生育環境等に十分配慮した上、河床から底版の上面までの深さを 適切に設定することができるものとする。
- 2 函渠の側壁の内面は、原則として河岸又は堤防の法線に対して平行で滑らかに接続することとし、河岸又は堤防の表法肩より表側の部分に設けてはならないものとする。
- 3 函渠の頂版の下面の高さについては、第21条及び第39条第2項の規定を準用する。 この場合において、第21条中「可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時にお ける下端の高さ」とあるのは「函渠の頂版の下面の高さ」と、第39条第2項中「橋 面」とあるのは「函渠上に設置される路面等」と、「橋が横断する堤防」とあるのは 「函渠を設置する堤防」と読み替えるものとする。

(護岸等)

第47条 第14条及び第15条の規定は、函渠を設ける場合について準用する。

第9章 伏せ越し

(適用の範囲)

- 第48条 この章の規定は、用水施設又は排水施設である伏せ越しについて適用する。 (構造の原則)
- 第49条 伏せ越しは、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。
- 2 伏せ越しは、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、並びに付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

(構造)

- 第50条 堤防(計画横断形が定められている場合には、計画堤防を含む。以下同じ。) を横断して設ける伏せ越しにあっては、堤防の下に設ける部分とその他の部分とは、構造上分離するものとする。ただし、堤防の地盤の地質、伏せ越しの深さ等を考慮して、 堤防の構造に支障を及ぼすおそれがないと認められるときは、この限りでない。
- 2 第25条の規定は、伏せ越しの構造について準用する。 (ゲート等)
- 第51条 伏せ越しには、流水が河川外に流出することを防止するため、河川区域内の部分の両端又はこれに代わる適当な箇所に、ゲートを設けるものとする。ただし、地形の状況により必要がないと認められるときは、この限りでない。
- 2 伏せ越しのゲートの開閉装置は、ゲートの開閉を確実に行うことができる構造とするものとする。

(深さ)

第52条 伏せ越しは、河床(計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る河床を含む。)の表面から、堤防の下の部分においては堤防の地盤面から、それぞれ深さ1メートル以上の部分に設けるものとする。ただし、河床の変動が極めて小さいと認められるとき、河川の状況によりやむを得ないと認められるとき、又は河床の洗掘を防止するために必要な措置を講じるときは、生物の生息、生育環境等に十分配慮した上、それぞれ河床の表面又は堤防の地盤面より下の部分に設けることができる。

第10章 河底横過トンネル

(適用の範囲)

第53条 この章の規定は、河底横過トンネル(河底を横過する上下水道、工業用水道等でシールド工法又は推進工法(小口径推進工法を含む。)により設置されるものをいう。以下この章において同じ。)について適用する。

(構造の原則)

- 第54条 河底横過トンネルは、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。
- 2 河底横過トンネルは、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、並びに付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい影響を及ぼさない構造とするものとする。

(構造)

第55条 河底横過トンネルは、鉄筋コンクリート構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

(ゲート等)

- 第56条 河底横過トンネルには、流水が河川外に流出することを防止するため、堤内地側の適当な箇所にゲート (バルブを含む。次項において同じ。)を設けるものとする。 ただし、地形の状況により必要がないと認められるときは、この限りでない。
- 2 河底横過トンネルのゲートの開閉装置は、ゲートの開閉を確実に行うことができる構造とするものとする。

(深さ)

第57条 第52条の規定は、河底横過トンネルの深さについて準用する。この場合において同条中「深さ1メートル以上の部分」とあるのは、「深さ1メートル以上の部分から当該河底横過トンネルに起因する周辺の地盤に著しい変位の防止に必要な土被りの厚さを確保した部分」と読み替えるものとする。

第11章 河底埋設管

(適用の範囲)

第58条 この章の規定は、河底埋設管(河底を横過する上下水道、工業用水道等で開削 工法によって設置されるものをいう。以下この章において同じ。)について適用する。 (構造の原則)

- 第59条 河底埋設管は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。
- 2 河底埋設管は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、並びに付近の河岸及び 河川管理施設の構造に著しい影響を及ぼさない構造とするものとする。

第60条 第52条の規定は、河底埋設管の深さについて準用する。

第12章 雑則

(適用除外等)

(深さ)

- 第61条 この条例の規定は、次に掲げる河川管理施設又は許可工作物(以下「河川管理施設等」という。)については、適用しない。
  - (1) 治水上の機能を早急に向上させる必要がある小区間の河川における応急措置によって設けられる河川管理施設等
  - (2) 臨時に設けられる河川管理施設等
  - (3) 工事を施行するために仮に設けられる河川管理施設等
  - (4) 特殊な構造の河川管理施設等で、市長がその構造が第2章から前章までの規定によるものと同等以上の効力があると認めるもの

(計画高水流量等の決定又は変更があった場合の適用の特例)

第62条 河川管理施設等が、これに係る工事の着手(許可工作物にあっては、法第26条の許可。以下同じ。)があった後における計画高水流量、計画横断形又は計画高水位(以下この条において「計画高水流量等」という。)の決定又は変更によってこの条例の規定に適合しないこととなった場合においては、当該河川管理施設等については、当該計画高水流量等の決定又は変更がなかったものとみなして当該規定を適用する。ただし、工事の着手が当該計画高水流量等の決定又は変更の後である改築(災害復旧又は応急措置として行われるものを除く。)に係る河川管理施設等については、この限りでない。

(委任)

第63条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

- この条例は、平成25年4月1日から施行する。
  (経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に存する河川管理施設等又は現に工事中の河川管理施設等(既に法第26条の許可を受け、工事に着手するに至らない許可工作物を含む。)がこの条例の規定に適合しない場合においては、当該河川管理施設等については、当該規定は、適用しない。ただし、工事の着手がこの条例の施行後である改築(災害復旧又は応急措置として行われるものを除く。)に係る河川管理施設等については、この限りでない。